

入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）、埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）、本件調達に係る入札公告のほか、本件調達に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「競争入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項を明らかにするものである。

1 一般競争入札に付する事項

（1）購入等件名及び数量

第7次埼玉県議会情報ネットワーク構成機器賃貸借及び運用保守業務 一式

（2）調達案件の仕様等

入札説明書、仕様書及び契約書（案）による。

（3）履行期間

契約日から令和13年5月15日（木）まで

（4）納入場所

埼玉県議会事務局総務課長が指定する場所

（5）契約者

埼玉県

2 競争入札参加者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和6年埼玉県告示第833号）に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。
- (3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (5) 本件入札の公告日から入札書受付期間の末日までの期間に、入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（「資本関係又は人的関係がある者（以下「同族企業」という。）同士の業者委託に係る同一入札への参加を制限する運用基準」参照。）。
- (6) 納入しようとする物品が仕様書等を示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。
- (7) I SMS 認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。

3 競争入札参加資格の付与

本件入札に参加できる者は、次のとおり本件入札に係る参加資格の確認を受けた者に限るものとする。

- (1) 競争入札参加者のうち、埼玉県で業種区分「電子計算に関する業務」のA等級格付け申請をしていない者は、競争入札参加資格審査申請書及び特定調達契約に係る競争入札参加予定連絡票（様式13）（以下「審査申請書」という。）を令和8年9月7日（月）午後5時までに県入札審査課に提出し、資格審査を受けなければならない。ただし、この申請は通常の競争入札参加資格申請の例外となるため、入札参加資格を得ても参加できるのは本案件のみとなる。また、入札の方法は紙によるものとする。
- (2) 競争入札参加者は、「一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）」（以下「確認申請書」という。）のほか、その添付書類等を1部作成して、次のいずれかの方法により、令和8年10月1日（木）午後4時までに提出しなければならない。
 - ア 「埼玉県電子入札共同システム」（以下「電子入札システム」という。）により入札する場合同システムから確認申請する。ただし、添付書類等については、15（3）の担当窓口で郵送又は持参により提出する。

なお、郵送による場合は書留郵便とし、上記の期限内に必着のこと。
 - イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参により入札する場合15（3）の担当窓口で郵

送（書留郵便に限る。）又は持参する。なお、上記の期限内に必着のこと。

（３）競争入札参加資格の確認結果は、令和８年１０月８日（木）午後４時までに「一般競争入札参加資格確認通知書」（以下「確認通知書」という。）により通知する。

（４）確認通知書の交付を受けている競争入札参加者であっても、入札日において入札参加資格を満たしていない者は、入札に参加する資格を有しない。

（５）入札日において資格を取得していない場合は、入札に参加する資格を有しないものとする。

（６）その他

ア 確認申請書を提出した者は、入札事務の担当者から、提出した書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 確認申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 埼玉県は、提出された確認申請書等を、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

エ 提出された書類は返却しない。

オ 埼玉県が指示した補正以外の理由による、提出期限日以降における確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

カ 確認申請書等に関する問い合わせ先は １５（３）に同じ。

４ 入札説明書等に関する質疑

（１）入札説明書、仕様書などに対する質問方法は次による。

ア 質問書の受付

質問は、令和８年９月１０日（木）午後４時までに、質問書（様式２）を１５（３）のメールアドレス宛てに、電子メールにより提出する。また、電話により着信の確認を行うこと。

受付期間以外の質問及び指定する様式や方法によらない質問は、一切受け付けない。ただし、入札手続など事務手続に関する質問はこの限りではない。

イ 質問書への回答

令和８年９月１７日（木）までに、質問書を提出した者に電子メールにより回答を送信するほか、入札情報公開システムに掲載する。

（２）入札説明会

開催しない。

５ 入札保証金

別紙１「入札保証金について」のとおり。

６ 入札書の提出に係る留意事項

（１）競争入札参加者又はその代理人（以下「競争入札者等」という。）は、入札説明書、仕様書、契約書（案）及びその他の配布書類を熟覧の上、入札しなければならない。

(2) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また、入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。

(3) 競争入札者等は、電子入札システムを利用する方法により入札を行わなければならない。

紙媒体の入札書の郵送、ファクシミリ若しくは持参、電話、電報その他の方法による入札は原則認めない。ただし、電子入札システムの不調、その他やむを得ない場合については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る。）又は持参を認める。その際は、15（3）担当者まで事前に相談すること。

(4) 入札書の提出期限等

ア 電子入札システムによる場合

(ア) 提出期限

令和8年10月13日（火）午前10時

(イ) 提出方法

電子入札システムからの入札によること。

イ 郵送による場合

(ア) 郵送先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

埼玉県議会事務局総務課 総務・IT・情報公開担当

(イ) 提出期限

令和8年10月9日（金）午後4時（必着）

(ウ) 提出方法

書留郵便によること。

ウ 持参による場合

(ア) 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

埼玉県議会事務局総務課 総務・IT・情報公開担当

(イ) 提出期限

令和8年10月9日（金）午後4時

(ウ) その他

代理人が入札書を持参する場合は、委任状を持参すること。

7 入札書について

(1) 競争入札者等は、入札書を郵送又は持参により提出する場合には、様式3による入札書に、次に掲げる事項を記載して提出しなければならない。

なお、代理人が入札する場合は、様式5による入札権限等に関する委任状も併せて提出しなければならない。

ア 業務、履行期間、くじ入力番号（任意の数字3桁）、入札書の提出年月日

イ 入札金額

- ウ 競争入札参加者本人が入札する場合は、その住所及び氏名（法人の場合はその所在地、名称又は商号及び代表者の氏名）
- エ 代理人が入札する場合は、競争入札参加者本人の住所及び氏名（法人の場合はその所在地、名称又は商号及び代表者の氏名）並びに当該代理人の氏名
- (2) 競争入札者等は、入札書を郵送又は持参により提出する場合には、入札書を二重封筒に封入して提出しなければならない。その際、外封筒の封皮には「令和8年10月13日開札 第7次埼玉県議会情報ネットワーク構成機器賃貸及び運用保守業務の入札書在中」と朱書し、中封筒の封皮には氏名（法人の場合はその名称又は商号）を朱書しなければならない。また、再度入札を1回行うので、中封筒の封皮に「1回入札」・「再度入札」・「入札辞退届（様式4）」（途中で辞退する場合）の区別を記載し、「1回入札」の中封筒には確認通知書の写しと入札書を、その他の中封筒には入札書又は入札辞退書を入れて密封しなければならない。なお、郵便により提出する旨を事前に15（3）の担当窓口まで連絡すること。
- (3) 競争入札者等は、入札書の記載事項を訂正することは認めない。
- (4) 競争入札者等は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消をすることはできない。
- (5) 競争入札者等は、仕様書に明記した一切の諸費用を含めた上で、入札金額を見積もること。なお、落札者の決定に当たっては、入札金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 競争入札者等は、契約書（案）に基づき契約金額の支払方法等の契約条件を十分考慮した上で、入札金額を見積もること。

8 入札の無効

次に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札
- (2) 入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札
- (3) 財務規則第97条の規定に該当する入札
- (4) 虚偽の確認申請書、確認資料又は添付資料を提出した者がした入札
- (5) 入札時提出書類を提出しない者がした入札、所定の方法と異なる方法による入札、その他公告又は入札説明書に定める入札に関する条件に違反した入札
- (6) 他人の電子証明書を不正に取得し、名義人になりすました者がした入札
- (7) やむを得ず書面により入札書を提出する入札とした場合で、次に掲げる入札をした者がした入札
- ア 首標金額を訂正したもの
- イ 記載すべき事項の記入のないもの又は記入した事項が明らかでないもの

ウ 代理人で委任状を提出しない者がしたもの

エ 他人の代理を兼ねた者がしたもの

オ 2以上の入札書を提出した者がしたもの又は2以上の者の代理をした者がしたもの

(9) その他公告又は入札説明書に示す事項に反した者がした入札

9 開札の執行について

(1) 開札の場所及び日時

ア 場所

埼玉県議会事務局総務課内

イ 日時

令和8年10月13日(火) 午前11時

(2) 注意事項等

開札は電子入札システムにより行うため、立会は不要である。

10 落札者の決定

(1) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムにより入力し、又は入札書に記載した3桁のくじ番号により電子くじを実施し、落札者を決定する。

(3) (2)の同額の入札をした者のうち、入札書にくじ番号を記載していない者がいるときは、立会い職員がこれに代わってくじ番号を入力し、落札者を決定する。

(4) 落札者を決定したときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名又は名称並びに落札金額を、全ての入札者に通知する。

(5) 落札者が指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消す。

11 再度入札

(1) 開札の結果、競争入札者等の入札のうち、予定価格の範囲内で有効な入札がないときは、直ちに再度入札を行う。

(2) 再度入札を行う場合、「電子入札システム」による入札をした競争入札者等には、電子メールにより再度入札の通知が届くので、通知に従い入札書提出の操作を行うこと。

(3) 郵送又は持参の方法により入札をした競争入札者等は、入札書提出時に既に再度入札分を含めて提出済みのため、再度入札の手続きは必要ない。

(4) 再度入札は1回行う。再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における価格の下位の入札者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

1 2 契約保証金

別紙2「契約保証金について」のとおり。

1 3 契約書の作成

(1) 共通事項

ア 契約の相手方が決定したときは、当該決定の通知が相手方に到達した後、遅滞なく契約を締結するものとする。

イ 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 電子契約の場合

ア 本件が定めた立会人型電子契約サービスを利用すること。

イ 契約の成立の証として契約書の電磁的記録を作成し、当事者が合意の後、押印に代わる電磁的处理を施し、各自その電磁的記録を保管する。

(3) 紙契約の場合

ア 契約書を2通作成するに当たり提案書が追加で2部必要となるので、落札者は決定通知後、速やかに提案書を2部追加提出すること。

イ 契約書は2通作成し、双方各1通を保管する。

ウ 埼玉県知事が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

1 4 契約条件・支払条件

別添契約書（案）による。

1 5 その他

(1) 競争入札者等又は契約の相手方が本件の調達に関して要した費用は、全て当該競争入札者等又は当該契約の相手方が負担するものとする。

(2) 入札執行権者

所属名称：埼玉県議会事務局総務課

職・氏名：課長 高橋 利維

(3) 本件調達に関しての担当窓口

(郵便番号) 330-9301

(所在地) 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

(機関名) 埼玉県議会事務局総務課

(担当) 総務・IT・情報公開担当 福森、井上

(電話番号) 048-830-6048 (直通)

(ファクシミリ) 048-830-4921

(メールアドレス) a6210-01@pref.saitama.lg.jp

(4) 確認通知書を受理した後、入札完了までに入札を辞退する場合は、以下のいずれかの方法により行うこと。

ア 「電子入札システム」による場合

令和8年10月13日(火)午前10時までに、同システムにより、辞退処理を行う。

イ 郵送又は持参の方法による場合

令和8年10月9日(金)午後4時までに、「入札辞退届」(様式4)(郵送の場合は書留郵便に限る。)を上記(3)の場所に提出すること。

(5) 落札者は、後日、落札金額に係る内訳書を提出すること。

(6) 入札後、仕様書等に係る不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

16 スケジュール

日程	内容
令和8年 9月 1日(火)	入札の公告、入札説明書等の配布開始
令和8年 9月10日(木)午後4時	仕様書等に関する質問受付期限
令和8年 9月17日(木)午後4時	仕様書等に関する質問への回答期限
令和8年10月 1日(木)午後4時	入札参加資格申請書の提出期限
令和8年10月 8日(木)午後4時	入札参加資格審査結果の通知期限
令和8年10月 9日(金)午後4時	入札書及び入札辞退届提出期限 ※入札書等を郵送又は持参する場合
令和8年10月13日(火)午前10時	電子入札システムによる入札書提出期限
令和8年10月13日(火)午前11時	開札